

大気汚染防止法関連事項一覧

工法	掻き落とし、切断、破砕による除去						掻き落とし、切断、破砕によらない除去	封じ込め、囲い込み <sup>1)</sup>		
特定建築材料	吹付け材		断熱材、保温材、耐火被覆材				断熱材、保温材、耐火被覆材		吹付け材、断熱材、保温材、耐火被覆材	その他の石綿含有成形版
			屋根用折版裏断熱材	煙突用断熱材		配管保温材				
除去方法	作業場内隔離	グローブバッグ使用	作業場内隔離	グローブバッグ使用	断熱材を折版に付けたままの除去	断熱材を付けたままの切断による除去	材料の原形のまま取り外す	非石綿部での切断による除去 <sup>1)</sup>		原則として手払し
特定粉じん排出等作業届	要	要	要	要	要	要	要	通常不要	通常要	不要
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	シート	グローブバッグ	シート	グローブバッグ	床・壁養生 <sup>3)</sup>	必要に応じて	不要	不要	必要に応じて	不要
前室設置	要	不要	要	不要	不要 <sup>2)</sup>	必要に応じて	不要	不要	必要に応じて	不要
負圧除じん	要	真空掃除機による除じん	要	真空掃除機による除じん	不要 <sup>2)</sup>	切断時に負圧にする	不要	不要	必要に応じて	不要
湿潤化	薬液等を使用	薬液等を使用	薬液等を使用	薬液等を使用	薬液等を使用	薬液等を使用	薬液等を使用	通常不要	必要に応じて	要
清掃	要	要	要	要	要	要	要	通常不要	要	要

1) 石綿含有建材に接触せず、振動等による石綿の飛散のおそれがない場合には大気汚染防止法の対象外

2) 劣化の度合いにより、隔離・前室設置・負圧除じんを行う。

3) 床・壁等の必要な養生

## 大気汚染防止法（抄）

（昭和43年6月10日法律第97号）

（最終改正 平成18年2月10日法律第5号）

## 大気汚染防止法施行令（抄）

（昭和43年11月30日政令第329号）

（最終改正 平成18年8月11日政令第269号）

## 大気汚染防止法施行規則（抄）

（昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号）

（最終改正 平成18年8月11日環境省令第25号）

### 第1章 総則

第1条（目的） この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

第2条（定義等）（第1項～第7項 略）

8 この法律において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

9 この法律において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。

10 この法律において「一粒粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

11 この法律において「特定粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で特定粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

12 この法律において、「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

（以下 略）

※大気汚染防止法施行令

第2条の4（特定粉じん） 法第2条第9項の政令で定める物質は、石綿とする。

第3条の2（特定粉じん発生施設） 法第2条第11項の政令で定める施設は、別表第2の中欄に掲げる施設であって、その規模がそれぞれ同表の下欄（編注：右欄）に該当するものとする。

別表第2の2（第3条の2関係）省略

第3条の3（特定建築材料） 法第2条第12項の政令で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。

- 1 吹付け石綿
- 2 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（前号に掲げるものを除く。）

第3条の4（特定粉じん排出等作業） 法第2条第12項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 1 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業
- 2 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

## 第2章の2 粉じんに関する規制

第18条の5（敷地境界基準） 特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準（以下「敷地境界基準」という。）は、特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場における事業活動に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんが工場又は事業場から大気中に排出され、又は飛散するものについて、特定粉じんの種類ごとに、工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度の許容限度として、環境省令で定める。

### ※大気汚染防止法施行規則

第16条の2（敷地境界基準） 石綿に係る法第18条の5の敷地境界基準は、環境大臣が定める測定法により測定された大気中の石綿の濃度が1リットルにつき10本であることとする。

第18条の6（特定粉じん発生施設の設置等の届出） 特定粉じんを大気中に排出し、又は飛散せる者は、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 2 工場又は事業場の名称及び所在地
  - 3 特定粉じん発生施設の種類
  - 4 特定粉じん発生施設の構造
  - 5 特定粉じん発生施設の使用の方法
  - 6 特定粉じんの処理又は飛散の防止の方法
- 2 前項の規定による届出には、特定粉じん発生施設の配置図、特定粉じんの排出の方法その環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 第1項又は次条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第1項第4号から第号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨都道府県知事に届け出なければならない。

4 第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第18条の7（経過措置） 一の施設が特定粉じん発生施設となった際現にその施設を設置している者（設備の工事をしている者を含む。）であって特定粉じんを大気中に排出し、又は飛散させるものは、当該施設が特定粉じん発生施設となった日から30日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

#### ※大気汚染防止法施行規則

第10条の2（特定粉じん発生施設の設置等の届出） 法第18条の6第1項及び第3項並びに第18条の7第1項の規定による届出は、様式第3の2による届出書によってしなければならない。

2 法第18条の6第2項（同条第4項及び第18条の7第2項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 特定粉じん発生施設の配置図
- 2 特定粉じんの排出の方法
- 3 特定粉じんを処理し、又は特定粉じんの飛散を防止するための施設の設置場所
- 4 特定粉じん発生及び特定粉じんの処理に係る操業の系統の概要
- 5 特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場の付近の状況
- 6 法第18条の12の規定による特定粉じんの濃度の測定場所及び当該測定場所を選定した理由

第10条の3（特定粉じん発生施設の設置等の届出に係る受理書） 都道府県知事又は令第13条に規定する市の長は、法第18条の6第1項若しくは第3項又は第18条の7第1項の届出を受理したときは、様式第3の3による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

第18条の8（計画変更命令等） 都道府県知事は、第18条の6第1項又は第3項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定粉じん発生施設が設置される工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法に関する計画の変更（同条第3項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は同条第1項の規定による届出に係る特定粉じん発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

第18条の9（実施の制限） 第18条の6第1項の規定による届出をした者又は同条第3項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定粉じん発生施設を設置し、又はその届出に係る特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法の変更をしてはならない。

第18条の10（敷地境界基準の遵守義務） 特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場における事業活動に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんを工場又は事業場から大気中に排出し、又は飛散させる者（以下「特定粉じん排出者」という。）は、敷地境界基準を遵守しなければな

らない。

第18条の11（改善命令等） 都道府県知事は、特定粉じん排出者が排出し、又は飛散させる特定粉じんの当該工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、当該特定粉じん排出者に対し、期限を定めて当該特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法の改善若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法の改善を命じ、又は当該特定粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

第18条の12（特定粉じんの濃度の測定） 特定粉じん排出者は、環境省令で定めるところにより、その工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

第18条の13（準用） 第10条第2項の規定は、第18条の9の規定による実施の制限について準用する。

2 第11条及び第12条の規定は、第18条第1項、第18条の2第1項、第18条の6第1項又は第11条の7第1項の規定による届出をした者について準用する。

3 第13条第2項の規定は、第18条の4及び第18条の11の規定による命令について準用する。

第18条の14（作業基準） 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。

#### ※大防法令

第16条の3（特定粉じんの濃度の測定） 法第18条の12の規定による特定粉じんの濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。

- 1 石綿に係る特定粉じんの濃度の測定は、環境大臣が定める測定法により、6月を超えない作業期間ごとに1回以上行うこと。ただし、環境大臣は、特定粉じん排出者の工場又は事業場の規模等に応じて、測定の回数につき、別の定めをすることができる。
- 2 前号の測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所、測定法並びに特定粉じん発生施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を3年間保存すること。

第16条の4（作業基準） 石綿に係る法第18条の14の作業基準は、次のとおりとする。

- 1 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。
  - イ 法第18条の15第1項又は第2項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - ロ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
  - ハ 特定粉じん排出等作業の方法
  - ニ 現場責任者の氏名及び連絡場所
- 2 前号に定めるもののほか、別表第7の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第7（第16条の4関係）

- 1 令第3条の4第1号に掲げる作業（次項又は3の項に掲げるものを除く。）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

- イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。
- ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z8122に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。
- ハ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
- ニ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。

- 2 令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、令第3条の3第2号に掲げる建築材料を除去する作業であつて、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去するもの（次項に掲げるものを除く。）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

- イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。
- ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
- ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。

- 3 令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業

作業の対象となる建築物に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

- 4 令第3条の4第2号に掲げる作業

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

- イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎により除去する場合は1の項下欄イからニまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。
- ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。

第18条の15（特定粉じん排出等作業の実施の届出） 特定粉じん排出等作業を行う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければ

ならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 2 特定工事の場所
  - 3 特定粉じん排出等作業の種類
  - 4 特定粉じん排出等作業の実施の期間
  - 5 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
  - 6 特定粉じん排出等作業の方法
- 2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を行う特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 前二項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

#### ※大気汚染防止法施行規則

第10条の4（特定粉じん排出等作業の実施の届出） 法第18条の15第1項及び第2項の規定による届出は、様式第3の4による届出書によつてしなければならない。

2 法第18条の15第3項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- 2 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 3 注文者の氏名又は名称
- 4 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 5 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

第18条の16（計画変更命令） 都道府県知事は、前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

第18条の17（作業基準の遵守義務） 特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

第18条の18（作業基準適合命令等） 都道府県知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

第18条の19（注文者の配慮） 特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

## 第5章 雑則

第26条（報告及び検査） 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者若しくは特定工事を施工する者に対し、ばい煙発生施設の状況、特定施設の事故の状況、一般粉じん発生施設の状況、特定粉じん発生施設の状況、特定粉じん排出等作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは特定粉じん排出者の工場若しくは事業場若しくは特定工事の場所に立ち入り、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定工事に係る建築物等その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、大気汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

以下省略

## 第6章 罰則

第33条 第9条、第9条の2、第14条第1項若しくは第3項、第18条の8又は第18条の11の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第33条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第1号省略

2 第17条第3項、第18条の4、第18条の16、第18条の18又は第23条第2項の規定による命令に違反した者

以下省略

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

1 第6条第1項、第8条第1項、第18条の6第1項若しくは第3項又は第18条の15第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

以下省略

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

1 第7条第1項、第18条第1項若しくは第3項、第18条の2第1項又は第18条の7第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 第10条第1項又は第18条の9の規定に違反した者

3 第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第37条 第11条若しくは第12条第3項（これらの規定を第18条の13第2項において準用する場合を含む。）又は第18条の15第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。